

第1期中期目標	第2期中期目標（修正案）
<p><b>第1 中期目標の期間</b> 平成23年10月1日から平成28年3月31日までとする</p> <p><b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1 市民のための病院としての役割の明確化</b> (1) 高度な総合的医療の提供 (2) 地域医療支援体制の構築 (3) 市と連携した政策医療の実施 (4) 市内で不足する機能の補完</p> <p><b>2 市の「安心の医療確保政策」に基づく医療機能の整備</b> (1) がん (2) 脳血管疾患 (3) 心疾患 (4) 周産期・小児医療 (5) 消化器系疾患 (6) 呼吸器系疾患 (7) 救急医療</p> <p><b>3 利用者本位の医療サービス</b> (1) 医療における信頼と納得の実現 (2) 利用者満足度の向上</p> <p><b>4 医療の質の向上</b> (1) 継続的な取組による質の向上 (2) 医療事故や院内感染防止対策の徹底 (3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の徹底</p> <p><b>5 地域とともに推進する医療の提供</b> (1) 地域医療機関との連携 (2) 地域社会や地域の諸団体との交流 (3) 積極的な情報発信</p> <p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p><b>1 総合力による医療の提供</b> (1) チーム医療と院内連携の推進 (2) 情報の一元化と共有</p> <p><b>2 医療職が集まり成長する人材マネジメント</b> (1) 医療職の確保 (2) 魅力ある人材育成システム (3) 人事制度の整備</p> <p><b>3 経営体制の確立</b> (1) 役員の責務 (2) 組織と管理運営体制の構築 (3) 事務職の専門性の向上</p> <p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1 業績管理の徹底</b> (1) 収支の改善 (2) 管理体制の充実</p> <p><b>2 安定した経営基盤の確立</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b> 平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする</p> <p><b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1 市民病院の果たすべき役割の明確化</b> (1) 医療機能の明確化 (2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 (3) 災害等緊急時への対応</p> <p><b>2 高度な総合的医療の推進</b> (1) 急性期医療の総合的な提供 (2) 救急医療の推進 (3) 予防医療及び市と連携した政策医療</p> <p><b>3 利用者本位の医療サービスの提供</b> (1) 医療における信頼と納得の実現 (2) 利用者本位のサービスの推進</p> <p><b>4 地域とともに推進する医療の提供</b> (1) 地域医療支援病院としての役割の推進 (2) 地域の医療・保健・福祉との連携の推進 (3) 地域社会や地域の諸団体との交流</p> <p><b>5 総合力による医療の提供</b> (1) チーム医療と院内連携の推進 (2) 情報の一元化と共有</p> <p><b>6 医療の質の向上</b> (1) 継続的な取組による質の向上 (2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底 (3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p><b>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</b> (1) 必要な医療職の確保 (2) 魅力ある人材育成システム</p> <p><b>2 経営管理機能の充実</b> (1) 役員の責務 (2) 管理運営体制の強化 (3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上</p> <p><b>3 構造改革の推進</b> (1) 組織風土の改革 (2) 人事給与制度の整備 (3) 購買・契約制度の改変</p> <p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1 業績管理の徹底</b> (1) 診療実績の向上による収入の確保 (2) 支出管理などによる経費削減</p> <p><b>2 安定した経営基盤の確立</b> (1) 経常収支の改善 (2) 資金収支の改善と計画的な投資</p>
<p>大項目 10項目 小項目 30項目</p>	<p>大項目 11項目 小項目 28項目</p>